随意契約および比較見積もりを省略する理由書

工事名：大阪府ため池防災テレメータシステム機器設置（８）工事

ため池防災テレメータシステムは、近年、頻発する局地的集中豪雨などによる決壊被害から府民の生命・財産を守るため、水位計や雨量計を設置し、水位等の観測データをリアルタイムに収集・配信するものである。

本システムの運用は、ため池防災に関わる府・市町村・ため池管理者の水防活動に活用し、非常時の監視体制の強化につながるものであり、防災重点農業用ため池AからC級のうち、水防上、特に監視を必要とするため池において、観測機器の設置を行ってきた。

平成29年10月の台風21号、平成30年6月の大阪北部地震や7月豪雨等の災害を経験する中で、このシステムの重要性が高まっており、市町村と連携しながら、今後も災害の未然防止等に活用していく方針である。

本工事は水位観測のための観測機器を設置するとともに、上記システムの構築・調整を行うものである。

令和6年度テレメータシステムの工事発注にあたり、「大阪府ため池総合整備推進協議会」から提出されたシステムに係る要望・提案書を満足する仕様で工事発注を行い、NECネッツエスアイ株式会社が受注し、大阪府が求める仕様に合わせてシステム設計、また施工を行った。

今回導入したため池防災テレメータシステムを府内に展開し、ため池危機事象に活用していくためには、府内の設置池で一体的に水位監視可能な状態であることが重要である。

したがって一般競争入札によって毎年度事業者が変わり、ため池ごとに導入するシステムが異なることは適切でなく、本工事を履行できるのは同システムを導入する設計・施工を行ったNECネッツエスアイ株式会社においてほかにない。

以上の理由から、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約とし、上記理由から財務規則運用第６２条関係第２項第１号により比較見積書を省略とするものである。